

議案第175号

静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年4月25日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「29,600円」を「24,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の保険料率は、37,800円とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の保険料率は、47,700円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。